

2009年1月13日 全7頁

銀行等保有株式の

買取再開法案、提出

制度調査部
横山 淳

[要約]

- 2009年1月5日、議員立法による「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出された。
- この法案は、銀行等保有株式取得機構による株式買取りを再開し、その期限を2012年（平成24年）3月31日まで延長することとしている。併せて、同機構の存続期間（それは同時に買い取った株式の処分期限でもある）も2022年（平成34年）3月末まで5年間延長することとしている。
- 加えて、（銀行等からの保有株式買取りを前提としない）事業会社からの銀行株式等の買取スキームを新設することとしている。

1. 銀行等株式保有制限法改正法案の国会提出

○2009年1月5日、議員立法による「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、改正法案）が国会に提出された¹。翌1月6日には、衆議院の財務金融委員会に付託されている。

○改正法案は、現在の経済情勢を踏まえて銀行等保有株式取得機構による株式買取りを再開することを主眼としたものと考えられる²。改正法案の主なポイントを挙げると次のようになる。

- ◇銀行等保有株式取得機構による会員（銀行等）からの保有株式買取りの期限を、2012年（平成24年）3月31日まで延長する。
- ◇同機構の存続期限（それは同時に買い取った株式の処分期限でもある）を、2022年（平成34年）3月31日まで延長する。
- ◇（銀行等からの保有株式買取りを前提としない）事業会社からの銀行株式等の買取スキームを新設する。

○以下、これらの点について解説する。

¹ 衆議院のウェブサイト (http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g17101001.htm) に掲載されている。

² 銀行等保有株式取得機構については拙稿「日銀と機構の株式取得について」（2008年10月28日付レポート）も参照。

2. 銀行等の保有株式買取りの延長

- 改正法案は、2006年（平成18年）9月30日³に終了した銀行等保有株式取得機構（以下、機構）による銀行等からの保有株式買取りの期限を、**2012年（平成24年）3月31日**まで延長することとしている（改正法案による銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（以下、銀行等株式保有制限法）38条1項）。
- 法律上の手続は「期限の延長」であるが、実質的には、約3年間の時限措置として銀行等の保有株式買取りを「再開」することを意味している。
- なお、機構による銀行等からの保有株式買取りには、いわゆるセーフティーネットとして行われる「特別勘定」による買取り（特別株式買取り）のほか、ETF組成などを目的とした「一般勘定」による買取りもある（現行銀行等株式保有制限法48条）。
- 改正法案は、特に、期限の延長を「特別勘定」に限定していないことから、文言上は、ETF組成などを目的とした「一般勘定」による買取りも再開可能となるものと考えられる。

3. 機構の存続期限の延長

(1) 機構の解散事由

- 改正法案は、機構の解散事由について次のように改正することとしている（改正法案による銀行等株式保有制限法19条2項）。

改正法案	現行
◇平成34年3月31日の経過 ◇平成24年10月1日以後において、買い取った株式をすべて処分したこと	◇平成29年3月31日の経過 ◇平成19年4月1日以後において、買い取った株式をすべて処分したこと

- つまり、改正法案は、機構の存続期限を実質的に5年間（2017年3月末→2022年3月末）延長することとしている。
- 併せて、期限前の機構の解散についても、新規の株式買取りの完了（2012年（平成24年）3月31日）から6か月経過した2012年（平成24年）10月1日以後で、買い取った株式をすべて処分した場合に改めている。これは前回の株式買取りのスケジュールに合わせたものであろう。

(2) 株式の処分期限

- 機構の存続期限は、事実上、機構が買い取った株式の処分期限でもあることから、機構による株式処分期限も2022年（平成34年）3月31日ということになる。
- 新たに買い取る株式の処分開始時期については、改正法案でも明確な定めは設けられていない。ただ、前回の買取りに際して、機構は「買取業務が終了し相当の時間が経過した時点から、十分な時間を費やして処分する」方針を示していた。これを踏襲するとすれば、新規買取り完了後の2012

³ 法律上の期限である。実際の買取りは、2006年3月に完了していた。

年（平成 24 年）4 月 1 日⁴から機構の存続期限である 2022 年（平成 34 年）3 月 31 日までの間に、「株式の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないように、十分な時間を費やして処分する」⁵ことになるものと思われる。

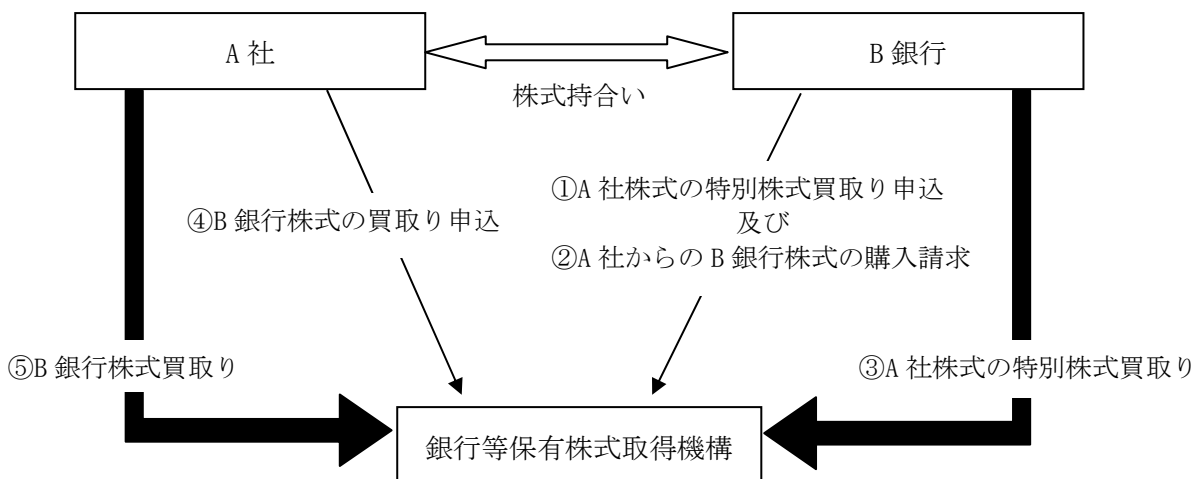
- なお、改正法案が成立すれば、前回の買取り分の株式処分期限についても、法律上は、2022 年（平成 34 年）3 月 31 日まで延長可能になる。現在一時凍結されている前回の買取り分の市中売却処分⁶を再開する時期を含め、機構がどのような出口戦略（つまり株式処分のタイミング・方法）を描くのが今後問題となるだろう。

4. 事業会社からの銀行株式等の買取りスキーム

(1) 従来からの買取りスキーム

- 前回の株式買取りに際しても、機構は、銀行の保有株式のほかに、一定の条件の下で銀行と持合関係にある会社が保有する銀行株式を取得することが認められていた（現行銀行等株式保有制限法 38 条の 2、改正法案では 38 条の 3）。
- 即ち、機構は、特別株式買取りを行った銀行からの申請に基づいて、買い取った株式の発行会社（即ちその銀行と持合い関係にある事業会社）が保有するその銀行等⁷の株式も買い取ることができた。
- 例えば、B 銀行が保有する A 社株式の買取りを機構に申し込むに当たって申請を行えば、機構は併せて A 社からも B 銀行株式を買い取ることができたのである（図表 1）。

図表 1 従来からの事業会社からの銀行株式等の買取りスキーム



(出所) 大和総研制度調査部作成

⁴ 前記の通り、機構の解散事由について「平成 24 年 10 月 1 日以後」と定められている。ただ、これはあくまでも機構の解散について定めたものであり、株式の処分は 2012 年（平成 24 年）4 月 1 日から可能であると考えられる。

⁵ 「銀行等保有株式取得機構の株式の処分方針」（<http://www.bspc.jp/syobun.html>）。

⁶ 市中売却処分の一時的凍結については機構のウェブサイト（<http://www.bspc.jp/pdf/touketsu.pdf>）を参照。

⁷ その銀行の議決権の過半数を保有する会社も含まれる。具体的には、銀行を傘下に持つ持株会社などが想定されているものと考えられる。

○実際の買取りに当っては、次のような要件が課されていた（現行銀行等株式保有制限法 38 条の 2 第 2～4 項、改正法案では 38 条の 3 第 2～4 項）。

- ◇「特別株式買取り」から 6 ヶ月以内に、A 社から機構に対して、B 銀行株式の買取りの申込があること
- ◇B 銀行株式の買取価額が、B 銀行からの A 社株式の買取価額の範囲内であること
- ◇B 銀行株式が上場銘柄又は店頭登録銘柄であること
- ◇その他内閣府令・財務省令で定める要件を充たしていること（※）

（※）具体的には、①長期債務を履行する能力について、指定格付機関から一定の格付（BBB-格相当以上）が付されている又はこれに準じる評価が付与されていること、②2001 年 3 月時点で保有していた株式数が上限となることなどが定められていた（銀行等保有株式取得機構に関する命令 20 条の 4 など）。なお、②については改正法案に伴う見直しも検討されている模様である。

○改正法案では、新たに再開される株式買付けに際しても、機構が同様の事業会社からの銀行株式等の買取りスキームを活用することを可能としている。しかも、銀行株式等を買取ることができる対象は、銀行から買取った株式の発行会社（図表 1 では A 社）だけではなく、その会社（A 社）が議決権の過半数を保有している一定の会社⁸まで拡大している（改正法案による銀行等株式保有制限法 38 条の 3 第 1 項）。

(2) 銀行等からの買取りを前提としない買取りスキーム

○改正法案では、従来のスキームに加えて、新たな（銀行等からの保有株式買取りを前提としない）事業会社からの銀行株式等の買取スキームを新設することとしている（改正法案による銀行等株式保有制限法 34 条 1 項 3 号、38 条の 2）。

○即ち、機構は、2012 年（平成 24 年）3 月 31 日までの間、機構の会員（銀行）と持合い関係にある銀行等以外の会社から、その会社が保有する銀行等の株式を買取ることができる（「発行会社株式買取り」）。

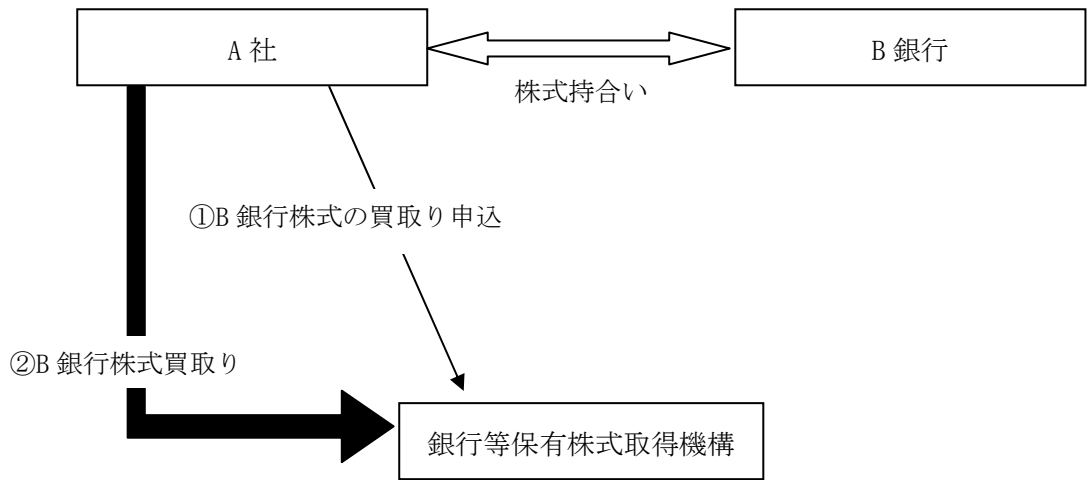
○例えば、機構の会員である B 銀行の株式を保有する A 社は、B 銀行からの申請などがなくても保有する B 銀行株式の買取りを機構に申し込むことができるのである（図表 2）。

○実際の買取りに当っては、次のような要件が課されている（改正法案による銀行等株式保有制限法 38 条の 2 第 3 項）。

- ◇B 銀行株式が上場銘柄又は店頭登録銘柄であること
- ◇その他内閣府令・財務省令で定める要件を充たしていること

⁸ 銀行等以外の会社であって会員（銀行）と相互に株式を保有する関係にあるものとして内閣府令・財務省令で定める関係にあることが要件となる（改正法案による銀行等株式保有制限法 34 条 1 項 3 号）。

図表 2 銀行等からの買取りを前提としない事業会社からの銀行株式等の買取りスキーム (案)



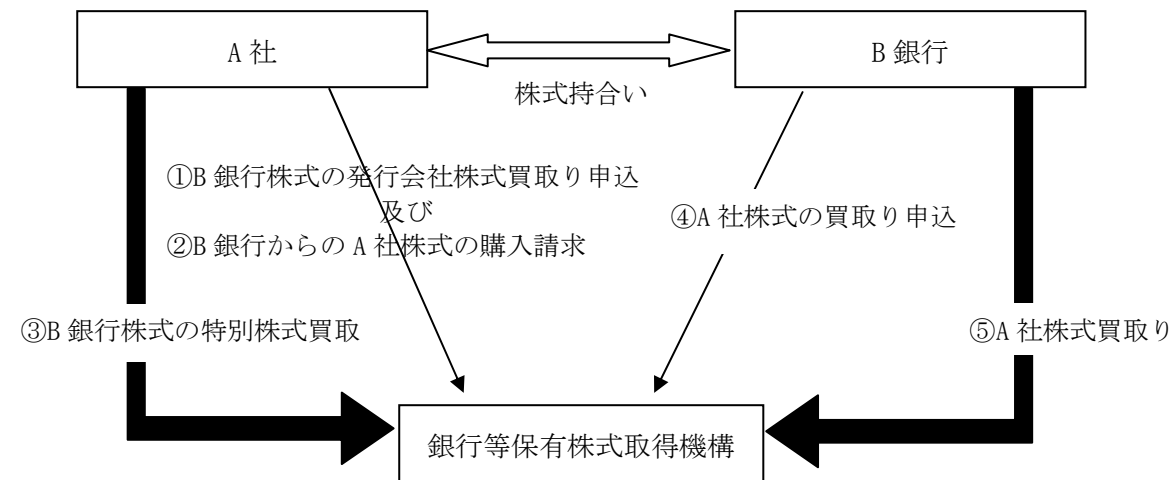
(出所) 大和総研制度調査部作成

(3) 事業会社からの買取りを先行させる買取りスキーム

○加えて、改正法案では、機構は、発行会社株式買取りを行った事業会社からの申請に基づいて、買い取った株式の発行者である銀行等（即ちその事業会社と持合い関係にある銀行等）が保有するその事業会社（又はその会社の議決権の過半数を保有する会社）の株式も買い取ることができるとされている（改正法案による銀行等株式保有制限法 38 条の 4）。

○例えば、A 社が保有する B 銀行株式の買取りを機構に申し込むに当って申請を行えば、機構は併せて B 銀行からも A 社株式を買い取ることができるのである（図表 3）。いわば現行の事業会社からの銀行株式等の買取りスキーム（図表 1）の手順を裏返しにして、事業会社からの買取りを先行させる買取りスキームと言えるだろう。

図表 3 事業会社から買取りを先行させる買取りスキーム (案)



(出所) 大和総研制度調査部作成

○実際の買取りに当っては、現行の事業会社からの銀行株式等の買取りスキームに準じて、次のような要件が課されている（改正法案による銀行等株式保有制限法 38 条の 4 第 2～4 項）。

- ◇「発行会社株式買取り」から 6 ヶ月以内に、B 銀行から機構に対して、A 社株式の買取りの申込があること
- ◇A 社株式の買取価額が、A 社からの B 銀行株式の買取価額の範囲内であること
- ◇A 社株式が上場銘柄又は店頭登録銘柄であること
- ◇その他内閣府令・財務省令で定める要件を充たしていること

5. 施行時期など

○改正法案が成立すれば、「公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する予定とされている（改正法案附則 1 条）。

○また、改正法案の施行に併せて、機構による株式買取りの財源（市中からの借入れなど）のため、20 兆円を限度とする政府保証を行うことが予定されている。

6. 改正法案の意義

○機構による株式買取りを再開させる改正法案を提出した理由について、提案者は次のような説明を行っている。

銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の期限の延長を行うとともに、銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○つまり、銀行を株価変動リスクから遮断することで金融システムの安定化を図る趣旨だということであろう。ただ、機構の買取価格は時価となるため、銀行（や事業会社）としては、保有株式の株価が低迷している時期に売却すれば、評価損が実現してしまうことになる。果たして、現在の株価水準でどれほどの銀行（や事業会社）が保有株式を売却するのか疑問が残る⁹。

○この点について、佐藤金融庁長官は 2009 年 1 月 5 日の記者会見の中で次のような興味深いコメントを行っている。

このスキームの存在というのは、株式市場の全体に対して一つの大きな安心感を与えるものであろうかと思えます。ご質問の中で少し触れていただきましたようなご指摘が一部にあるということも承知いたしておりますが、保有している株式をどのように処分していくかということは、それぞれの銀行なり当該銀行株を保有している事業会社なりのそれぞれのポートフォリオの状況にもよるでしょうし、それぞれの銀行なり企業なりの経営方針にもよると思えますので、多様であると思えます。そう

⁹ なお、機構の解散時に、債務を弁済してなお残余財産がある場合には、会員銀行に分配されることになる。

いった中で、そういったポートフォリオの状況やあるいは経営方針に則って、保有している株式を売却しようという判断をなされたときに、それが株式市場に対して売り圧力にならないためのスキームとして効果を発揮することが期待されているわけでございまして、そういう意味では先ほど申し上げましたように、株式市場の安定を期する上で安心感を提供するものであろうかと思っております。

(出所) 金融庁ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/common/conference/com/2009a/20090105.html>)

○その意味では、機構による株式買取りそのものの効果よりは、むしろセーフティーネットが存在しているという「安心感を提供する」ことに、改正法案の本当の意義があるのかもしれない。